仙台市地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表

| | | [E | 新 | | | | | | |
|---------------------|--|--|----------------------------------|--|--|---|------------------------------|---------|--|
| | | 地域【市民・企業・ 場合、次の区分によ | 2域団体等】)市から避難勧告等が発令されま | | 対象地域【市民・企業・地 域 ある場合、次の区分により「 | | れます。 | | |
| (I) | 避難準備 • 命者等避難開始 | 避難勧告 | 避難指示(緊急) | 情 報 の 高齢者等避難開始 類 | 避難勧告 | 避難指示(緊急) | <u>災害発生情報</u> | 災害発生の追加 | |
| 避難 かしま も 自 | の準備を呼び るために発令 す。 F寄りや体の不 な方は避難を | それがあるため、立 退き避難や屋内で の待避等の安全確 保措置を勧め、又は 促すために発令し | ・勧告よりも強く、避難のために立ち退かせる | 避難の準備を呼ぶかけるために発っします。概要お年寄りや体のを | 不 保措置を勧め、又は を 促すために発令し | り、避難しなければ生命 の危険が高まるような状 況にある場合に発令しま す。 ・勧告よりも強く、避難 のために立ち退かせる行 | いる状況であり、命を守るための最善の行動を求めます。 | | |
| 【参考】市の | の避難勧告等の基 避難準備 高齢者等避 | 甫• 避難額 | 告 避難指示 (緊急) | 【参考】市の避難勧告等の 避難 選 | | 避難指示(緊急) | 災害発生情報 | | |
| 土砂災害 7 | 戒情報シス砂 おとの危と とるた場 とるたり とのと た場 との た場 を との た場 を との たり との との たり との との たり との たり との たり との との との との との との との との との との との との との | テムに戒情報シス災害発5 キロメックが高まおいて土砂 | を確認し) 害危険箇 当該地域 する町丁 | The image of t | 避難開始 ・宮城県土砂ステムででは、 | テム点より、災害の状況ュ内が著しく悪化し、緊災害急に避難を要すると認めるときと認めるとき認し談地域 | # <u>土砂災害の発生が</u> 確認された場合 | 災害発生の追加 | |

| 洪水 | る水昇合・水た・堤た ○ 対 | のおそれがある場 空濫警戒情報(洪 警報)が発表され 場合 浸透・侵食による 方の変状を発見し 場合 | 水位 (洪水特別警戒 水位)に達し、なお 上昇のおそれがある 場合 ・氾濫危険情報 (洪 水警報) が発表され た場合 ・浸透・侵食による 堤防の異常な変状が | 発生が確認された場合 ・氾濫が発生するおそれが高まった場合・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 | 洪水 | 発令基準 対象地域 | 水位に達し、なお上 昇のおそれがある 場合 ・氾濫警戒情報(洪 水警報)が発表され た場合 ・浸透・侵食による 堤防の変状を発見 した場合 | 水位(洪水特別警戒 水位)に達し、なお 上昇のおそれがあ る場合 ・氾濫危険情報(洪 水警報)が発表され た場合 ・浸透・侵食による 堤防の異常な変状 が確認された場合 | それが高まった場合・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防 ・進行により、堤防 ・変のおそれが高まった場合 | た場合 |
|-------------|----------------|--|---|--|-----------------|-----------------|---|--|---|----------------|
| 防災重 点(※)の決壊 | (※ 発令範囲 | K位が設計洪水位)に達した場合 産難勧告等の発令輩 基本とする。 | ・水位が設計洪水位 (※)を超え、なおる 場合 ・ ため 池 の 近郊 整代 この で で で で で で で で で で で で で で で で で で | がある場合 <u>・氾濫の発生が確認</u> された場合 | 防災重点ため 池(※) の決壊 | 発令範囲対象地域 | | (※)を超え、なお上 昇のおそれがある 場合 ・ため池の近郊整 ・たて、界予想された で、界予想された設 で、外で が発生がが がないない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない で、 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない でいない 大い 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大いない 大い 大いな 大い 大いな 大いな | | ・氾濫の発生が確認された場合 |
| 大雨 | 発令基準 対象地域 対象地域 | 自風等により本市 に甚大な被害が発 けるおそれがある と砂災害危険 手に関係する 単位の地域 共水浸水想定区 水防法第14条) | - | - | 大雨 | 発令基準 対象地域 | ・台風等により本市 内に甚大な被害が 発生するおそれが ある場合 ・土砂災害危険箇 所等に関係する町 丁目単位の地域 ・洪水浸水想定区 域(水防法第 14 条) | - | - | - |

| | | ・ダム管理者より、 | ・ダム管理者より、 | ・ダム管理者より、 |
|---------------|----|-----------|------------|-----------|
| | | 異常洪水時防災操 | 異常洪水時防災操作 | 異常洪水時防災操作 |
| | | 作等を行う可能性 | 等を行う事前通知を | 開始等の通知を受け |
| | | に関する通知を受 | 受けた場合 | た場合 |
| | | けた場合 | ・次の警報が発表さ | ・避難勧告の発令時 |
| | | ・予想される災害 | れ又は事象が発生 | 点より、災害の状況 |
| | | 発生の種類・場 | し、居住者等の生命 | が著しく悪化し、緊 |
| | | 所・住民等の状況、 | 又は身体に危険が及 | 急に避難を要すると |
| | | 雨量情報、気象情 | ぶおそれがあると認 | 認めるとき |
| | 発 | 報等を総合的に勘 | めるとき | ・その他、危険が著 |
| | 令基 | 案し、災害時要援 | ①大雨、洪水、暴風、 | しく切迫し、緊急に |
| そ | 準 | 護者等の避難に時 | 大雪、高潮等警報 | 避難を要すると認め |
| \mathcal{O} | | 間を要する者には | ②地下空間の浸水 | るとき |
| 他 | | 自主的な避難の開 | 又は高潮による浸 | |
| | | 始を、それ以外の | 水 | |
| | | 者には避難の準備 | ③有毒物の流出又 | |
| | | を促す必要がある | は危険物の爆発 | |
| | | と認めるとき | ④大規模延焼火災 | |
| | | | ⑤その他自然災害 | |
| | | | 又は大規模な事故 | |
| | | | 災害等 | |
| | 対 | 当該地域 | 当該地域 | 当該地域 |
| | 象 | | | |
| | 地域 | | | |
| | | | | |

※避難準備·高齢者等避難開始

※避難準備・局節者等避難開始: 避難勧告又は指示(緊急)に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、 防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避 難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間 を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。 ※避難勧告:避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重 することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧 め、又は促す行為である。 ※避難指示(緊急)・

※避難指示(緊急)

被害の発生する危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確 保措置をとらせる行為である。

※防災重点ため池

下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。市内における防災重点ため池の指定の状況については、第2章第34節農林水産 業対策計画を参照。

(資料○-○「防災重点ため池ハザードマップ」参照)

※設計洪水位:各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。

※具体的な基準については、別途定める。

| 対 当該地域 |
|----------|
|----------|

※避難準備·高齢者等避難開始

※避難準備・高齢者等避難開始: 避難勧告又は指示(緊急)に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、 防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避 難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間 を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。 ※避難勧告:避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重 することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧 め、又は促す行為である。

※避難指示(緊急)

被害の発生する危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。

※災害発生情報:

既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を促す行為である。 ※防災重点ため池

下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。市内における防災重点ため池の指定の状況については、第2章第34節農林水産業対策 計画を参照。

(資料○-**O**「防災重点ため池ハザードマップ」参照) ※設計洪水位:各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。 ※具体的な基準については、別途定める。

災害発生情報

風水害等 災編 P48 第1 第2 第4 第

避難計画

2. 避難勧告等の実施 〔災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部〕

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準

災害対策基本法第60条に基づく避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

| | | 避難準備・ | 避難勧告 | 避難指示(緊急) |
|------|-----|-----------|-------------|---------------|
| | | 高齢者等避難開始 | | |
| | | 宮城県土砂災害警 | •宮城県土砂災害警 | 避難勧告の発令時点 |
| | | 戒情報システムに | 戒情報システムの | より、災害の状況が |
| | | おいて土砂災害発 | 5 キロメッシュ内に | 著しく悪化し、緊急 |
| | 交交 | 生の危険度が高ま | おいて土砂災害発生 | に避難を要すると認 |
| | 発令 | ることが予測され | の危険度がさらに高 | めるとき |
| + | 基準 | た場合 | まることが予測され | |
| 土砂災害 | 华 | | た場合 | |
| 災 | | | (※1) | |
| 吉 | | | ・前兆現象を確認し | |
| | | | た場合 (※2) | |
| | 対 | 土砂災害危険箇所等 | ※1 土砂災害危険箇 | 当該地域 |
| | 象 | に関係する町丁目単 | 所等に関係する町丁 | |
| | 地域 | 位の地域 | 目単位の地域 | |
| | 坝 | | ※2 当該地域 | |
| | | ・基準観測所におけ | ・基準観測所におけ | · 氾濫発生情報 (洪 |
| | | る水位が、避難判断 | る水位が、氾濫危険 | 水警報)が発表され |
| | 発 | 水位に達し、なお上 | 水位(洪水特別警戒 | た場合その他氾濫の |
| | | 昇のおそれがある場 | 水位)に達し、なお | 発生が確認された場 |
| | | 合 | 上昇のおそれがある | |
| | 令 | ・氾濫警戒情報(洪 | 場合 | ・氾濫が発生するお |
| | 令基準 | 水警報)が発表され | ・氾濫危険情報(洪 | それが高まった場合 |
| 洪 | 华 | た場合 | 水警報)が発表され | ・異常な浸透・侵食 |
| 水 | | ・浸透・侵食による | た場合 | による堤防の変状の |
| | | 堤防の変状を発見し | ・浸透・侵食による | 進行により、堤防決 |
| | | た場合 | 堤防の異常な変状が | 壊のおそれが高まっ |
| | | | 確認された場合 | た場合 |
| | 対 | | 色囲は、洪水浸水想定日 | 区域(水防法第 14 条) |
| | 象地 | を基本とする。 | | |
| | 域域 | | | |
| | | | | |

2. 避難勧告等の実施 〔災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部〕

(1) 避難勧告等の区分及び発令基準

災害対策基本法第60条に基づく避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

| | | 避難準備・ | 避難勧告 | 避難指示(緊急) | 災害発生情報 |
|------|------|------------|------------|--------------|------------|
| | | 高齢者等避難開始 | | | |
| | | 宮城県土砂災害警 | • 宮城県土砂災害 | 避難勧告の発令時 | 土砂災害の発生が |
| | | 戒情報システムに | 警戒情報システム | 点より、災害の状況 | 確認された場合 |
| | | おいて土砂災害発 | の5キロメッシュ内 | が著しく悪化し、緊 | |
| | 発 | 生の危険度が高ま | において土砂災害 | 急に避難を要する | |
| | 一令 | ることが予測され | 発生の危険度がさ | と認めるとき | |
| 4 | 基準 | た場合 | らに高まることが | | |
| 砂 | 华 | | 予測された場合 | | |
| 土砂災害 | | | (※1) | | |
| 吾 | | | ・前兆現象を確認し | | |
| | | | た場合 (※2) | | |
| | 対 | 土砂災害危険箇所 | ※1 土砂災害危険箇 | 当該地域 | 当該地域 |
| | 象 | 等に関係する町丁 | 所等に関係する町 | | |
| | 地域 | 目単位の地域 | 丁目単位の地域 | | |
| | ツ | | ※2 当該地域 | | |
| | | ・基準観測所におけ | ・基準観測所におけ | ・氾濫が発生するお | • 氾濫発生情報(沒 |
| | | る水位が、避難判断 | る水位が、氾濫危険 | それが高まった場 | 水警報) が発表され |
| | | 水位に達し、なお上 | 水位(洪水特別警戒 | 合 | た場合その他氾濫 |
| | | 昇のおそれがある | 水位)に達し、なお | ・異常な浸透・侵食 | の発生が確認され |
| | 発 | 場合 | 上昇のおそれがあ | による堤防の変状 | た場合 |
| | 発令基準 | • 氾濫警戒情報(洪 | る場合 | の進行により、堤防 | |
| | | 水警報) が発表され | ・氾濫危険情報(洪 | 決壊のおそれが高 | |
| 洪水 | | た場合 | 水警報)が発表され | まった場合 | |
| | | ・浸透・侵食による | た場合 | | |
| | | 堤防の変状を発見 | ・浸透・侵食による | | |
| | | した場合 | 堤防の異常な変状 | | |
| | | | が確認された場合 | | |
| | 対象地 | ○避難勧告等の発令値 | 範囲は、洪水浸水想定 | 区域(水防法第 14 条 | :)を基本とする。 |
| | 域 | | | | |

災害発生情報 の追加

| 池(※) の決壊 | | 昇のおそれがある場 - | · <u>氾濫の発生が確認</u> Sれた場合 | 池(<u>※</u>) の決壊 | | | 昇のおそれがある 場合 | | |
|-------------|--|--------------------------|---------------------------------------|----------------------|-------------|-------------------|---------------------|----------------|------|
| | 発令 | ・ため池の近郊にお | | | 発 | | ・ため池の近郊にお | | |
| | 範囲 | いて、洪水調整機能の限界を超えること | | | 冷範囲 | | いて、洪水調整機能の限界を超えるこ | | |
| | | が予想される降雨が | | | 囲 | | とが予想される降 | | |
| | | 発生した場合(水位 | | | | | 雨が発生した場合 | | |
| | | 計が設置されていな | | | | | (水位計が設置さ | | |
| | ○ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | い場合の暫定基準) | ネニナル た 温 北 | | | | れていない場合の 暫定基準) | | |
| | 対しを基本とする | Mの発令範囲は、ハザードマップで Do | ごかられた (で)の 配出 | | | ○避難勧告等の発令 | 百疋基平) 範囲は、ハザードマッ | ,プで示された浸水節 | |
| | 彖 | | | | 対象地 | | | | |
| | 域 | | | | 地域 | | | | |
| | 発・台風等によ | り本市 | | | 発 | ・台風等により本市 | | | |
| | 令 内に甚大な被 | _ | - | | 令 | 内に甚大な被害が | - | - | - |
| | 基 生するおそれ 準 場合 | しかめる | | | 基準 | 発生するおそれが ある場合 | | | |
| 大雨 | • 土砂災害力 | 危険箇 | | 大 | | • 土砂災害危険箇 | | | |
| 1.1.7 | 対所等に関係 | | | 雨 | 対 | 所等に関係する町 | | | |
| | 象地上は水温水温水温水温水温水温水温水温水温水温水温水温水温水温水温水温水温水温水温 | | - | | 象地域 | 丁目単位の地域・洪水温水相学区 | - | - | - |
| | 域 · 洪水浸水。 域(水防法第 | | | | 域 | ·洪水浸水想定区域(水防法第 14 | | | |
| | 194 (1941)24 12-314 | | | | | 条) | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | ・ダム管理者より、 | ・ダム管理者より、 | ・ダム管理者より、 |
|-----|-----|-----------|------------|-----------|
| | | 異常洪水時防災操 | 異常洪水時防災操作 | 異常洪水時防災操作 |
| | | 作等を行う可能性 | 等を行う事前通知を | 開始等の通知を受け |
| | | に関する通知を受 | 受けた場合 | た場合 |
| | | けた場合 | ・次の警報が発表さ | ・避難勧告の発令時 |
| | | ・予想される災害 | れ又は事象が発生 | 点より、災害の状況 |
| | | 発生の種類・場 | し、居住者等の生命 | が著しく悪化し、緊 |
| | | 所・住民等の状況、 | 又は身体に危険が及 | 急に避難を要すると |
| | | 雨量情報、気象情 | ぶおそれがあると認 | 認めるとき |
| | 発 | 報等を総合的に勘 | めるとき | ・その他、危険が著 |
| | 令基 | 案し、災害時要援 | ①大雨、洪水、暴風、 | しく切迫し、緊急に |
| そ | 準 | 護者等の避難に時 | 大雪、高潮等警報 | 避難を要すると認め |
| (J) | | 間を要する者には | ②地下空間の浸水 | るとき |
| 他 | | 自主的な避難の開 | 又は高潮による浸 | |
| | | 始を、それ以外の | 水 | |
| | | 者には避難の準備 | ③有毒物の流出又 | |
| | | を促す必要がある | は危険物の爆発 | |
| | | と認めるとき | ④大規模延焼火災 | |
| | | | ⑤その他自然災害 | |
| | | | 又は大規模な事故 | |
| | | | 災害等 | |
| | 対 | 当該地域 | 当該地域 | 当該地域 |
| | 象 | | | |
| | 地域 | | | |
| | .,, | | | |

※避難準備・高齢者等避難開始: 避難勧告又は指示(緊急)に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、 防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避 難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間 を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。 ※避難勧告:避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重 することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧 め、又は促す行為である。 ※避難指示(緊急): 被害の発生の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束

被害の発生の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束 力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保 措置をとらせる行為である。

※防災重点ため池

下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。市内における防災重点ため池の指定の状況については、第2章第34節農林水産業対策計画を参照。

(資料○-〇「防災重点ため池ハザードマップ」参照) ※設計洪水位:各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。 ※具体的な基準については、別途定める。

| ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害 又は大規模な事故 災害等 対象地 当該地域 当該地域 当該地域 | その他 | 象 | ・異作にけ・発所雨報案護間自始者をとり、というでは、大きでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きに、大きのでは、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに | 異作知・れし又及と | 点はいいでは、 が悪化し、 の、災害のし、 の、災害をきまするとの他、 を関わるともでするとのでは、 ののでは、 ののでするというでする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 命を守るための最善の行動を要すると認めるとき |
|---|-----|---|--|-----------|---|------------------------|
|---|-----|---|--|-----------|---|------------------------|

※避 難 準 備·高齢者等避難開始:

※避 準 年 师・高節有等避難開始: 避難勧告又は指示(緊急)に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、 防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避 難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間 を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。 ※避 難 勧 告:避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重 することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧 め、又は促す行為である。 ※避難指示 (緊急):

被害の発生の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。

※災害発生情報

既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を促す行為である。

※防災重点ため池

下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため 池。市内における防災重点ため池の指定の状況については、第2章第34節農林水 産業対策計画を参照。 (資料〇-**O**「防災重点ため池ハザードマップ」参照) ※設計洪水位:各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。 ※具体的な基準については、別途定める。

(2) 略

(3) 避難勧告等の伝達

市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。

ア略

イ 避難勧告又は指示(緊急)発令時の伝達手段

① 報道機関との連携

テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示(緊急)を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム(Lアラート)を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請(協力)に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。

(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

② 緊急速報メール

災対本部事務局は、通信事業者が提供する「緊急速報メール」を用いて、避難勧告又は指示 (緊急)の情報配信を行う。

③ **杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS(ツイッター)等及び市ホームページ** 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS(ツイッター)」等により 避難勧告又は指示(緊急)の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサ イト」により情報提供を行う。

④ ヘリコプター、消防車両(消防部)及び広報車(区本部等)による巡回広報

消防車両、及び区役所・警察署の広報車両による関係地区の巡回による伝達を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、必要に応じヘリコプター又は船艇の活用による伝達を行う。

⑤ 地域団体との連携

区本部は、避難所担当課を通じて、町内会をはじめとする地域団体の会長等に電話連絡を行い、可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。

⑥ 個別巡回等

必要により、上記の伝達方法と併せ、安全を確保の上、市職員、消防吏員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により関係地区を巡回し、携帯メガホン等を利用して口頭伝達を行うほか、必要がある場合には、各家庭を個別に訪問して伝達の周知を図る。その際、高齢者及び障害者等の災害時要援護者宅等に確実に伝達するよう努める。

⑦ 要配慮者利用施設等へのFAX一斉送信

浸水想定区域内における水害、又は土砂災害の場合、災害対策本部事務局は当該区域内の要配慮者利用施設等に対し、FAXの一斉送信による情報の伝達を行う。

(資料 6-2「水防法第 15 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照) (資料 6-3「十砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照)

ウ 伝達の内容

- ① 避難勧告等の発令者
- ② 発令の理由及び発令日時

(2) 略

(3) 避難勧告等の伝達

市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。

ア略

イ 避難勧告、避難指示 (緊急)、災害発生情報発令時の伝達手段

① 報道機関との連携

テレビのデータ放送などにより避難勧告、避難指示 (緊急)、災害発生情報を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム (L アラート)を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請 (協力) に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。

(資料 7−1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)

② 緊急速報メール

災対本部事務局は、通信事業者が提供する「緊急速報メール」を用いて、避難勧告<u>、避難</u>指示 (緊急)、災害発生情報の情報配信を行う。

③ **杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS(ツイッター)等及び市ホームページ** 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS(ツイッター)」等により 避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避 難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。

④ ヘリコプター、消防車両(消防部)及び広報車(区本部等)による巡回広報

消防車両、及び区役所・警察署の広報車両による関係地区の巡回による伝達を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、必要に応じヘリコプター又は船艇の活用による伝達を行う。

⑤ 地域団体との連携

区本部は、避難所担当課を通じて、町内会をはじめとする地域団体の会長等に電話連絡を行い、 可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。

⑥ 個別巡回等

必要により、上記の伝達方法と併せ、安全を確保の上、市職員、消防吏員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により関係地区を巡回し、携帯メガホン等を利用して口頭伝達を行うほか、必要がある場合には、各家庭を個別に訪問して伝達の周知を図る。その際、高齢者及び障害者等の災害時要援護者宅等に確実に伝達するよう努める。

⑦ 要配慮者利用施設等へのFAX一斉送信

浸水想定区域内における水害、又は土砂災害の場合、災害対策本部事務局は当該区域内の要配 慮者利用施設等に対し、FAXの一斉送信による情報の伝達を行う。

> (資料 6-2「水防法第 15 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照) (資料 6-3「土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照)

ウ 伝達の内容

- ① 避難勧告等の発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 警戒レベル(※)

表現の修正 及び 災害発生情報

の追加

警戒レベルの 追加

- ③ 避難対象区域
- ④ 避難先(名称·所在地)
- ⑤ 避難経路(必要に応じ)
- ⑥ その他必要な事項

(4) 避難勧告等の解除

市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除する。解除の伝達は、「(3) 避難勧告等の伝達」を準用する。

また、避難勧告<mark>又は</mark>指示(緊急)を解除したときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。

(5) 略

3. ~5. 略

- ④ 避難対象区域
- 5 避難先(名称·所在地)
- ⑥ 避難経路(必要に応じ)
- ⑦ その他必要な事項

※警戒レベルと避難勧告等の関係は次のとおり

| 警戒レベル | 避難勧告等 |
|---|---------------|
| 警戒レベル5 | 災害発生情報 |
| 警戒レベル4 | 避難指示(緊急) |
| <u>言从 </u> | 避難勧告 |
| 警戒レベル3 | 避難準備・高齢者等避難開始 |

(4) 避難勧告等の解除

市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除する。解除の伝達は、「(3) 避難勧告等の伝達」を準用する。

また、避難勧告<u>、避難</u>指示(緊急)<u>、災害発生情報</u>を解除したときは、避難している居住者等に対及びし、直ちにその旨を公示する。

(5) 略

災害発生情報の追加

表現の修正

3. ~5. 略